

第1 最高裁松谷訴訟判決の意義

第1 事件被上告人訴訟代理人

弁護士 樽井直樹

- 1 被爆者援護法10条による原爆症認定には、放射線起因性と要医療性の2つの要件が必要であるとされています。本件では、要医療性に関する解釈が直接の争点となっています。

本件において被爆者は、要医療性の解釈も、原爆による被害の実態をふまえ、被爆者援護法の趣旨を十分に理解した上でなされるべきであることを主張したいと考えています。私からは、まず、放射線起因性について最高裁で判断がなされた松谷訴訟判決が要医療性の解釈にあたって大きな意味を持っていることを確認し、本件において松谷訴訟判決を更に発展させる判断を行われるよう訴えたいと思います。

- 2 最高裁松谷訴訟判決は、原爆症認定の要件である「放射線起因性」について、「被爆者の訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合的に検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とすると解すべき」とするとともに、様々な調査結果などを踏まえてDS86としきい値論の機械的な適用を否定するとともに、「原子爆弾被爆者に関しては、いかなる疾病又は症候についても一応被爆との関係を考え、被爆時の諸状況、特に、被爆距離、被爆場所の状況、被爆後の行動等あるいは被爆直後の急性症状の有無等の健康状態等から、個々の被爆者の被曝線量及びこれによる原子爆弾後障害症の発現の有無等を推定する等して、放射線の影響の有無を総合的に判断する必要がある」という判断枠組みを示しました。
- 3 要医療性の意義を検討するにあっても、最高裁松谷訴訟判決は大きな意味を有していると思われまます。

まず第1に、「原子爆弾被爆者に関しては、いかなる疾病又は症候についても

一応被爆との関係を考え」との言及に見られるように、被爆者を救済するという立場に立った判断を行っていることです。このことは、「たとえ一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした」という被爆者援護法前文の指摘を深く受けとめたものだと思います。

第2に、総合判断の枠組みの中で被爆状況を把握することを重視していることです。特に、被上告人松谷個人の被爆体験のみならず、松谷と同じような被爆状況にあった被爆者の状況などを踏まえて放射線被曝の影響を判断するなど、被爆の実態を多面的に捉えようとしました。要医療性の判断にあたっては、「原子爆弾という比類ない破壊兵器」がもたらした「特殊の被害」である放射線に起因する健康被害を把握するために、被爆の実態をふまえることが不可欠です。

第3に、最高裁松谷訴訟判決が、DS86について「未解明な部分を含む推定値」と評価しているように、原爆被害の未解明性を前提としていることも重要です。広島、長崎における原子爆弾の投下は、戦争において核兵器が使用され、多くの人びとが犠牲になったという人類が経験したことがないものでした。そして、多数の人びとが放射線に被曝し、健康被害に苦しむということも人類史上初めての出来事でした。そのため、原爆放射線による被曝の全体像は未だ解明されていません。今後、研究の進展によって、科学的知見、医学的知見が発展することが期待されます。しかし、高齢化している被爆者の救済は、科学的な解明を待って行われるべきものではありません。要医療性の判断にあたっては、原爆被害の全体像は未だ解明され尽くしてはいないことを踏まえることが必要です。

4 最高裁松谷訴訟判決は、その後、原爆症認定集団訴訟、ノーモアヒバクシャ訴訟を通じて、多くの下級審判決がこれに依拠し、被爆者の救済を図る力となりました。原爆症の認定基準についても、集団訴訟の対象となった「審査の方針」は廃止され、「新しい審査の方針」が策定され、改定も重ねています。原爆症と認定される被爆者の増加という一定の改善がみられますが、対象となる被爆者、疾病が限定され、未だ司法救済を求めなければならない状態が続いています。

裁判を通じて、放射線起因性についての国の運用が、被爆者援護法の趣旨に立

脚した司法判断とはかけ離れていたことが明らかになり，是正を迫られました。
ところが，国は，要医療性の解釈を狭めることでなおも被爆者の切り捨てを続けようとしています。最高裁におかれては，国に対し，誤りの是正を促すような判断を下されるよう求めます。

そして，国の誤りの根源が，放射線被曝による被害の実態を正視せず，被害を小さく捉えていることにあることを指摘したいと思います。

以上